

○にかほ市郵便入札実施要領

令和4年1月11日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が行う郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に
関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象案件は、入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）にお
いて指定するものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便入札に付するときは、にかほ市財務規則（平成17年にかほ市規則
第41号。以下「規則」という。）第104条に規定する一般競争入札の公告及び規則
第115条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて公告等を行う
ものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 開札の日時及び場所
- (5) 入札の回数及び落札者が決定しなかった場合の手続
- (6) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(入札書等の郵送方法等)

第4条 入札参加者は、入札書及び入札金額に対応した入札金額の見積内訳書（以下「入
札書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印のうえ、封筒に入れ、入札書の到達
期限までに到達するよう郵送しなければならない。

2 郵送方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。

3 前項の規定による郵送は、次の各号の規定を遵守するものとする。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書及び見積内訳書の中封筒に入れ、封かんのうえ、中封筒に次に掲げる事項を
記載すること。

- ア 入札番号
- イ 案件名
- ウ 開札日
- エ 入札参加者の商号又は名称
- オ 入札書在中である旨の表示

(3) 外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、外封筒に次に掲げる事項を記載すること。

- ア 入札番号
- イ 案件名
- ウ 開札日
- エ 入札参加者の商号又は名称、担当者、担当者連絡先

4 郵送された入札書等の差替え又は撤回は認めないものとする。

(入札の執行)

第5条 市長は、入札の回数を1回とした場合において、落札者がいないときは、入札を不落とする。

2 市長は、入札の回数を複数回とした場合において、落札者がいないときは、その都度、次回以降の入札手続を決定し、当該入札参加者に通知するものとする。

3 市長は、落札者を決定した場合、当該入札参加者へ速やかに落札者及び落札金額を通知するものとする。

(入札の立会い)

第6条 市長は、郵便入札の執行に当たり、当該入札事務に関係のない職員を指定し、立ち合わせるものとする。

(同価格入札の取扱い)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係ないその人数の職員を指定し、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札の無効等)

第8条 規則第111条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札(持参した場合を除く。)
- (2) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札

(3) 入札書が封印された封筒に記載された入札番号、案件名、開札日及び入札者の商号又は名称と、入札書の入札番号、案件名、開札日及び入札者の商号又は名称が一致しない入札

(4) 入札書等を同封した封筒の表面に開札日及び「入札書在中」の文言が記載されていない入札

2 最低制限価格を設定する旨を公告等において示した案件で、最低制限価格を下回った金額の入札は、失格とする。

(入札の中止等)

第9条 市長は、郵便入札において、郵便事情等による事故又は不正な行為により入札執行が困難と判断される時は、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(その他)

第10条 郵便入札の実施に関し、この告示に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月11日から施行する。

附 則（令和5年9月1日告示第86号）

この告示は、令和5年9月1日から施行する。